

委任状

※委任状は、すべて委任する本人が自署又は記名押印してください。

※委任者以外の方が書くと無効になります。

※代理人の方の本人確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)をご持参ください。

【委任者】 (たのむ人)

作成日 令和 年 月 日

住所

氏名

印

日中の連絡先

生年月日 (明・大・昭・平) 年 月 日

☎ — —

【代理人】 (たのまれて窓口に来る人)

住所

氏名

生年月日 (明・大・昭・平) 年 月 日

私は上記代理人に、以下の事項を委任します。

【委任事項】 ※委任内容に必ずチェック☑等をしてください。記載がないものの発行、届出はできません。

《住民票の変更にすること》

住所変更届 (□転入届 □転出届 □転居届) 新しい住所に住み始めた日: 令和 年 月 日

世帯変更届 (□世帯主変更 □世帯合併 □世帯分離 □世帯変更)

□マイナンバーカードの券面記載事項変更 (住所データ等変更) の届出

《証明書の交付申請及び受領にすること》

□住民票の写し「世帯全員分」 (通) □住民票の写し「個人分」 (通)

□除票の写し (通) 対象者氏名: 生年月日: (明・大・昭・平・令) 年 月 日

住所:

住民票には、次の事項の記載ができます。必要な場合は下記の□に☑をしてください。

□本籍・筆頭者 (□国籍等 □在留カード等の番号 □在留資格 □通称履歴)

□世帯主・世帯主との続柄 □マイナンバー □住民票コード

※マイナンバー・住民票コードを記載する場合は、本人宛に郵送となります。除票には記載されません。

□戸籍全部事項証明 (謄本: 通) □戸籍個人事項証明 (抄本: 通)

□除籍・改製原戸籍 (謄本: 通) (抄本: 通)

※相続関係

□ () の死亡の記載があるもの [セット]

□ () と () が一緒に記載されているもの [セット]

□ () の出生から死亡まで(相続人特定のため) [セット]

□戸籍の附票の全部事項証明(謄本) (通) □戸籍の附票の個人事項証明(抄本) (通)

※戸籍の附票の記載事項 □本籍・筆頭者 □在外選挙人名簿登録地

住所: () から

住所: () まで記載のあるもの

□身分証明書 (通)

□その他 (具体的に記載してください)

の交付申請及び受領

《使用目的・その他追記欄》

☆ 注 意 事 項 ☆

【ご本人へ】

- 委任状は、すべて委任する本人が自署してください。委任者以外の方が書くと無効になります。記名の場合は押印が必要です。
- 住民登録をしている住所をご記入ください。住所の確認がとれない場合、受付できません。
- 黒または青のボールペン・インク・サインペンでご記入ください。消せるボールペンは使用できません。
- ゴム印・シャチハタ印は無効です。
- 委任状に記載のないものの発行、届出はできません。記載漏れの無いようご注意ください。
- 間違えたときは、二本線で訂正し、訂正印を押印して余白に正しく記入してください。

【代理人の方へ】

- 代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）をご持参ください。

【住民票の変更に関すること】

- 委任状に不備がある場合は届出ができません。記載漏れの無いようご注意ください。
 - マイナンバーカードの住所データ等を変更する際に、本人のマイナンバーカード及び*数字4桁の暗証番号が必要です。
 - *ご自身で設定されたマイナンバーカードの住民基本台帳用の暗証番号です。
- 暗証番号を記入したものを他人の目に触れないよう、封筒に封入、のり付けをして、代理人に持参させてください。
- ※記入したものは返却できませんのでご了承ください。

【証明書の交付申請及び受領に関すること】

- 委任状に記載のないものは交付できません。記載漏れの無いようご注意ください。
- 以下の項目がわからない場合は、証明書を交付できません。
 - ・住民票(世帯全員分)の写しの申請の場合 → 世帯主氏名
 - ・戸籍証明(戸籍、附票、身分証明)の申請の場合 → 本籍、筆頭者
- マイナンバー・住民票コードが記載された住民票や、住民票コード通知は代理人に直接手渡すことができません。本人(住民登録地)宛の郵送となりますので、別途切手代が必要です。
 - ※郵便物の転送をにかけている場合、郵送ができませんのであらかじめご確認ください。
- 印鑑登録の申請・登録の際は別の委任状が必要です。
- 偽り、その他不正な手段により委任状を作成・行使した場合は、処罰の対象となります。
- *本人通知制度に登録している委任者の証明書を代理申請した場合、交付した事実を委任者に通知します。
 - *本人通知制度とは、本人以外の第三者に戸籍や住民票等の証明書を交付した場合、ご本人にその事実をお知らせする制度です。